

個人情報の利用・収集と提供

利用の申請にあたり、住民登録・介護保険情報等の個人情報をもとに、コールセンター、ALSOK及び消防本部に登録情報を提供します。その他、急病や事故など、登録されている方の生命・健康・財産保護のため緊急の必要がある場合は、市の関連部門、警察、医療機関、親族などの関係者に情報提供することがあります。なお、登録されている方の個人情報保護のため、提供する情報は必要最低限の項目に限定するよう努めます。

協力員について

緊急通報システムの概要を確認いただき、協力員を受諾していただいた際は、台帳表面の利用対象者氏名・住所・電話番号と、協力員①の担当民生委員氏名・住所・電話番号を先に記入後、協力員②の受諾者ご本人に必要事項の記載を依頼してください。代筆はできません。

システムの概要

緊急時にボタンを押すと、市で委託している24時間対応のコールセンターに繋がり通報・相談が可能です。相談内容に応じて、救急車の要請や協力員への連絡を行います。協力員に連絡が取れない場合と、19時から翌8時の間はALSOK(総合警備保障)の警備員が駆け付け安否確認を行います。

また、週1回程度(安否確認センサーを利用する場合は月1回程度)、コールセンターから利用者へ、健康状態などに関してのお伺い電話を機器の作動確認を兼ねて実施いたします。

1週間以上にわたり不在となる際は、コールセンターと地区担当民生委員にその旨をお伝えください。2か月以上にわたり、自宅へのお伺い電話にお出になれない場合は、機器の返却についてご相談させていただくことがあります。

貸出等の手続き及び利用料等について

- ① 新規申請 …記載した申請書は地域の担当民生委員が、担当課へ提出します。
- ② 機器の設置…あんしんセンターから連絡が来ましたら日程を調整していただきます。
- ③ 市内転居 …申請書の再提出が必要で移設費がかかります。担当課へご連絡ください。
- ④ 機器の返却…同居や市外居住等で装置が不要になった場合、担当課へご連絡ください。
ご本人またはご親族と、機器の取り外し日を相談させていただきます。

*機器の貸出し時に設置料1,100円及び月額利用料最大2,090円、待機電気代等が必要です。

*機器を紛失、破損した場合、その実費(11,000～25,000円+税)を負担していただきます。

問い合わせ先

台帳内容の変更等は、地区担当民生委員にご連絡ください。

その他のご連絡は、鎌倉市役所高齢者いきいき課まで。 連絡先：0467-61-3899(直通)